



マイナンバーカードを持っていない方 マイナンバーカード手続きのお知らせ

町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードの取得を促進するため、休日・平日夜間窓口の開設や申請手続きの補助を実施しています。

休日窓口（要予約）

■開設日 4月30日(日)

■時間 午前10時～午後3時

■内容

- ・申請書の発行と申請受け付け
- ・申請に必要な顔写真の撮影
- ・マイナンバーカードの交付

平日夜間窓口（要予約）

■開設日 4月6日(木)、18日(火)

■時間 午後5時15分～7時

■内容

- ・申請書の発行と申請受け付け
 - ・マイナンバーカードの交付
- 時間 午前9時～午後5時

■内容

- ・申請手続きの補助（申請に必要な顔写真の撮影など）

■必要なもの

- ・マイナンバーカード申請書
- ※申請書を持っていない方は、本人確認書類（顔写真のないものは2点以上）が必要です。

■注意事項

- ・混雑状況により待ち時間が発生することがあります。
- ・申請手続きには申請者本人がお越しください。
- ・15歳未満や成年後見人の方は、法定代理人の同行が必要です。

転出届のオンライン提出

町民税務課 戸籍係 ☎77-3911

令和5年2月以降、マイナポータルを利用したオンラインで転出届の手続きができるようになりました。

利用できる方

電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている方で、日本国内で引っ越しをする方

利用できる場面

- ・単身での引っ越し
- ・同一世帯員との引っ越し
- ・本人以外の世帯員の引っ越し

注意事項

マイナポータルを利用した転出届の提出後は、転入先の市区町村窓口で転入届などの手続きが必要です。

その他

詳しい内容は、デジタル庁ホームページを確認してください。



国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者 人間ドック助成制度のお知らせ

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

町では、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方に人間ドック検査費用を助成しています。

助成額

- 人間ドック検査費用の7割
- ※特定健康診査の内容を含むものが対象です。
- ※オプション検査分を含め、5万円が上限です。
- ※オプションには脳ドックを含みますが、オプションのみは助成の対象になりません。

利用条件

- ・35歳以上で、国保に加入してから6カ月以上経過している
- ・後期高齢者医療制度に加入している
- ・同一年度に人間ドック助成を受けていない
- ・納期限を迎えた保険税と保険料を全て納め終わっている
- ・令和5年度に町で実施する予定の集団健診や個別健診を受診していない（または受診予定がない）
- ・検査結果を町に提出し、特定健診と特定保健指導に利用することに同意する

利用方法

- ・検査結果を社会保険診療報酬支払基金に報告することに同意する
- 人間ドック予約後、受検の前日までの間に国保年金係に申請してください。

※申請方法は町ホームページを確認するか、国保年金係にお問い合わせください。

※受検後の申請は助成対象になりません。

必要なもの

- ・保険証
- ・印鑑
- ・人間ドックの予約内容が分かる書類

注意事項

同一年度内に町の健診と重複して受診した場合は、健診費用を全額返金していただきます。



スマホアプリ納付

町民税務課 国保年金係
☎ 77-3912

令和5年2月から、国民年金保険料がスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で納付できるようになりました。

対象決済アプリ



PayPay



PayB
PayB



au PAY



d払い

※バーコードが印字されない納付書は利用できません。
※各アプリの使用方法は、決済事業者にお問い合わせください。



国民年金加入者 国民年金保険料のお知らせ

町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

保険料の納め忘れがあると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があるため、必ず期限までに納めてください。

国民健康保険料額

1万6,520円（月額）
※令和5年4月分〜令和6年3月分までの額です。

納付方法

- ・納付書（金融機関やコンビニ・エンズストアなどでの納付）
 - ・クレジットカードやインターネットを利用した納付
 - ・口座振替による納付
- ※出納室では納付できません。

納付期限

納付対象月の翌月末日

注意事項

- ・納付が困難な場合は、保険料が免除または猶予される制度がありますので、国保年金係にご相談ください。
- ・納付についての詳しい内容は、千葉年金事務所（☎043-242-6320）にお問い合わせください。

70歳未満の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
ア 所得901万円超	212万円
イ 所得600万円超 901万円以下	141万円
ウ 所得210万円超 600万円以下	67万円
エ 所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	60万円
オ 住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般Ⅰ・一般Ⅱ	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

※高額療養費・高額介護サービス費として支給される分は除きます。



医療保険と介護保険をどちらも利用している方 高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

本制度を利用することで、限度額を超えた分の金額が支給され、費用負担を軽減することができます。

制度の内容

同一の医療保険の世帯内で、毎年8月〜翌年7月までの1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が一定額を超えた場合、申請により超過分の金額が支給されます。

申請方法

■芝山町国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者
対象世帯へ申請書類を郵送します。期間内に国保年金係

に申請してください。

※令和3年8月1日〜令和4年7月31日の間に、加入している医療保険に変更があった世帯は除きます。

■その他の医療保険の加入者

加入している医療保険の窓口へ申請してください。
※申請の前に福祉保健課介護保険係で介護保険分の「自己負担額証明書」の交付を受け、添付してください。